

令和6年度報酬改定等に係る Q & A (R7. 4. 17時点)

	サービス種別	件名	内容	回答	公開日
1	総合事業	介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について	申請用紙について、当事業所は小規模であり、様式6-1で提出予定ですが、処遇改善、特定処遇改善の加算を摂っていますが、ペースアップ加算は取っていません。この場合、提出様式は6-1でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。	R6. 4. 8
2	総合事業	運動器機能向上加算	改訂後、削除されることに伴い、加算基準の要件として実施している「運動器機能向上計画」をもとにした個別的な機能訓練や評価は令和6年3月31日をもって中止してもよい、と解釈してよろしいでしょうか。	運動器機能向上計画書を既に作成いただいていると存じますが、今後は運動器機能向上計画の内容を通所サービス個別計画に盛り込んでいただく形になります。現在の計画はそのままです。問題ありませんので、次回の通所サービス個別計画作成の際に、一体的に作成いただきますようお願いいたします。	R6. 4. 8
3	総合事業	運動器機能向上加算について	令和6年度の介護報酬改定で、通所介護相当サービス【A6】及び短時間型通所サービス【A7】の運動器機能向上加算が削除されたが、運動器機能向上計画書の作成等はどのような取り扱いとなるのか？	運動器機能向上計画書を既に作成いただいていると存じますが、今後は運動器機能向上計画の内容を通所サービス個別計画に盛り込んでいただく形になります。現在の計画はそのままです。問題ありませんので、次回の通所サービス個別計画作成の際に、一体的に作成いただきますようお願いいたします。	R6. 4. 8
4	小規模多機能型居宅介護	認知症加算について	認知症加算についてⅢとⅣを算定する場合は別紙1-3にはなしと記載するのか。	お見込みのとおりです。	R6. 4. 12
5	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算Ⅱ	対象の利用者に対し1日5単位算定できるのか、その他事業所のすべての利用者に算定できるのか。	算定期間に利用するすべての利用者について算定できます。	R6. 4. 12

6	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	算定要件の（４）について、外部評価の総括表にある「事業所と地域のかかわり」の中で、かかわりのある文言があれば算定できますか？	地域住民等からの相談への対応は、利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人とその家族）にとって身近な拠点となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていることが要件となります。 よって、常に地域住民等からの相談を受け付けられる体制をとり、相談が行われやすいような関係を構築していることが重要です。なお、体制の確保については、外部評価の総括表への記載だけではなく、日々の相談記録等、既存の記録においても確認ができるようこまめな記録をお願いします。 詳しくは、「令和6年度介護報酬改正に関するQ&A（Vol.1）」P87の回答を参照してください。	R6. 4. 12
7	総合事業	サービス提供体制強化加算	今回の報酬改定にあたり、サービス提供体制強化加算に変更がない場合においても、本加算に関する届出は必要ですか？	サービス提供体制強化加算の変更がない場合は、本加算に関する届出は不要です。 ただし、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」については提出期限までに提出が必要です。	R6. 4. 12
8	総合事業	1単位あたりの単価	1単位あたりの単価について、報酬改定後も引き続き、訪問介護相当サービスは10.42円、生活支援型訪問サービスは10円という認識でよいでしょうか？	ご認識の通りです。	R6. 5. 1
9	総合事業	運動器機能向上加算	加算廃止に伴って、改定以後は通所サービス個別計画と一体的に計画作成と定められていますが、実施における評価時期について、改定前の1か月ごとの評価ではなく、3か月評価で問題ないでしょうか。	運動機能向上加算の廃止に伴い、上記「3」のとおり、通所介護相当サービス個別計画（以後、「個別計画」）と一体的に作成を行うこととなりますが、個別計画書の見直しの期間を一律には定めていないことから、個別計画の目標期間の範囲内に少なくとも1回は評価を実施してください。	R7. 4. 17